

国四整河第11号
平成24年4月24日

鹿野川ダム操作細則

目次

- 第1章 ダムの運用等（第1条～第11条）
- 第2章 危害防止措置等（第12条～第15条）
- 第3章 ゲート等操作の方法（第16条～第20条）
- 第4章 点検、整備等（第21条～第26条）
- 第5章 雜則（第27条）

附則

第1章 ダムの運用等

（通則）

第1条 鹿野川ダム（以下「ダム」という。）の操作については、鹿野川ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるものほか、この細則の定めるところによる。

（流入量）

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水池水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q_i = V / T + Q_o + q$$

Q_i : 流入量（立方メートル毎秒）
V : 増加した貯留量（立方メートル毎秒）
T : 増加に要した時間（秒）
Q_o : 放流量（立方メートル毎秒）
q : 発電所の使用水量（立方メートル毎秒）

（洪水貯留準備水位）

第3条 規則第8条に規定する洪水貯留準備水位は、当該日の午前9時における水位とする。

（洪水警戒体制）

第4条 規則第13条第2項の洪水警戒体制を執ることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 鹿野川ダムの流域内（以下「流域内」という。）において総雨量が100ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 2 流域内において前24時間雨量が50ミリメートルに達した後、さらに2時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 3 台風の中心が、東経127度から134度までの範囲において、北緯28度に達し、北又は北東に進路をとるとき。

2 山鳥坂ダム工事事務所長（以下「所長」という。）は、規則第13条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他の必要な事項をあらかじめ定めておかなければならぬ。

（洪水警戒体制時における関係機関への連絡）

第5条 規則第14条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第14条第1号に規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等についてあらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。

（予備放流）

第6条 規則第15条における予備放流は次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 予備放流中は、常に気象、水象、その他の状況に注意し、必要に応じて放流の調整を行い、洪水調節に支障を来さないようにする。
- 二 所長は、予備放流の開始及び方法について実施要領を定め、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（洪水に達しない流水の調節）

第7条 規則第18条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度とし、ダムから放流を行うものとする。

ただし、規則第13条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第16条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう行うものとする。

（特にやむを得ない理由によるダムからの放流）

第8条 規則第21条第1項第3号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- 二 その他特に必要があるとき。

（放流の原則）

第9条 規則第22条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。

ゲート操作前の放流量	ゲート操作の最小時間間隔	1回の操作による最大増加放流量
300m³/s未満の場合	5分ごと	25m³/s
300m³/sから600m³/s未満の場合	10分ごと	50m³/s

ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

- 2 所長は、規則第16条第2号の規定により放流を増加する場合、1回当たりの操作による最大増加放流量は、操作開始時が毎秒50立方メートル以内、それ以降は15分ごとに毎秒100立方メートル以内とする。
- 3 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合、又はダム本体及び貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前2項の規定によらないことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第10条 所長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められるときは、規則第19条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

- 2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

（局長の承認事項）

第11条 所長は、規則第16条のただし書きを適用する場合並び第9条第3項を適用する場合は、あらかじめ局長の承認を受けなければならない。

第2章 危害防止措置等

(放流に関する通知等を行う場合)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則第25条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 クレストゲートから放流を開始するとき。
- 二 第9条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。
- 三 第9条第3項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 四 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第13条 規則第25条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関（松山地方気象台を除く。）とともに、一般に周知させるための範囲については、鹿野川ダムから新長浜大橋の区間とする。

(放流に関する通知等の方法)

第14条 規則第25条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 関係機関に対する通知は、第12条に規定する放流を開始する約2時間前に行うものとすること。
- 二 一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報局等により行うものとすること。
 - イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前及び直前に吹鳴するものとする。
 - ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前に約5分間吹鳴するものとする。
 - ハ イ及びロの場合において、サイレン又はサイレン疑似音吹鳴前に拡声機により放送を行うものとする。
- 二 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとすること。
- ホ 各警報局等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。

吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴
約 1 分 10 秒 約 1 分

ヘ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。

(放流に関する通知等の内容)

第15条 前条1号に規定する通知は放流する日時のほか放流量の見込みをして行うものとする。

第3章 ゲート等操作の方法

(ゲート及びバルブの名称)

第16条 クレストゲートは、左岸側にあるものから順次1号ゲート、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲートというものとする。

2 バルブは下流側にあるものを主バルブ、上流側にあるものを副バルブというものとする。

(クレストゲートの操作)

第17条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第21条各号のいずれかに該当する場合においてダムから放流を行

うとき。

- 二 第21条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(クレストゲートの操作の方法)

- 第18条 クレストゲートを操作する場合においては、規則第21条第2号に規定する場合を除き、開くときは2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、1号ゲートの順に、閉じるときはその逆順に操作するものとする。
- 2 クレストゲートは、1門を始動した後5秒以上を経過しなければ、次のゲートを始動してはならない。
- 3 クレストゲート1回の開度は50センチメートル以内とし、各ゲート相互間ににおいて1メートル以上の開差をつけてはならない。
- 4 クレストゲート等の操作は、通常電源により行うものとし、通常電源が故障のときは予備電源により行い、予備電源も故障の時は手動により行うものとする。

(バルブの操作)

- 第19条 主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。
- 一 第21条の規定によりバルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。
- 2 副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。
- 一 第21条の規定によりバルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(バルブの操作の方法)

- 第20条 バルブの操作は、原則として主バルブの操作により行うものとする。
- 2 主バルブの操作に当たっては、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態においてはならない。
- 3 副バルブを操作する必要がある場合においては、主バルブと副バルブとの中間に満水させた後これを操作するものとする。

第4章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

- 第21条 規則第27条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。
- 2 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルもしくは震度4を越えたとき、又は松山地方気象台により発表された気象庁震度階が大洲市もしくは西予市において4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

- 第22条 規則第28条に規定する観測は、第21条に定める調査測定基準により行うものとする。

(ゲート等の操作の記録)

- 第23条 規則第29条に規定するゲート等を操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 気象及び水象の状況。
- 二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。
- 三 ダムからの放流に伴う一般に周知させるための措置及び関係機関への通知に関する事項。

四 その他、特記すべき事項。

2 規則第29条に規定する記録は、前項各号に定めるものほか、第21条に規定する計測、点検及び整備を行った結果及び第22条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第24条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を局長に報告しなければならない。

- 一 規則第13条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規則第19条の規定によりこれを解除したとき。
- 二 規則第15条の規定により予備放流を行ったとき。
- 三 規則第16条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 四 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異状を認めたとき。
- 五 第21条第2項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- 六 貯水池において水質事故が発生したとき。
- 七 その他、必要と認めるとき。

(管理年報の作成)

第25条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。

(検査)

第26条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

第5章 雜則

(雑則)

第27条 規則及びこの細則に定めるものほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。

2 局長は細則を変更した場合は、ダム使用権者に報告しなければならない。

附則

この細則は、平成24年4月24日から適用する。

別表第1 (第5条、第10条及び第13条関係)
関係機関

機関名	所在地	連絡方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
国土交通省 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
愛媛県八幡浜地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲425の1	(0893)24-5121
大洲市役所	大洲市大洲690番地の1	(0893)24-2111
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74番地	(0893)34-2311
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲480番地の3	(0893)52-1111
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	(0893)25-1111
西予警察署野村交番 (坂石駐在所)	西予市野村町野村12-153	(0894)77-0110
松山発電工水管理事務所	松山市畠寺町35	(089)975-7033
NHK松山放送局	松山市堀之内5番地	(089)921-1117

別表第2 (第14条関係)
警報局等

	名 称	所 在 地	サイレン・スピーカ等の別
1	鹿野川ダム警報局	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカ
2	樋ノ口 放送局	〃 〃 宇和川	スピーカ
3	高砂 〃	〃 〃 〃	スピーカ
4	赤岩 警報局	〃 〃	サイレン・スピーカ
5	鳥首 放送局	〃 〃	スピーカ
6	大川 警報局	〃 森山	サイレン・スピーカ
7	譲葉 放送局	〃 菅田町	スピーカ
8	成見 警報局	〃 〃	サイレン・スピーカ
9	阿部 放送局	〃 〃	スピーカ
10	菅田 警報局	〃 〃	サイレン・スピーカ
11	上本郷 警報局	〃 〃	スピーカ
12	大竹 警報局	〃 〃	サイレン・スピーカ
13	柚木 放送局	〃 大洲	スピーカ
14	ヒガシ畦 警報局	〃 中村	サイレン・スピーカ・電光表示板
15	河原 放送局	〃 〃	スピーカ
16	若宮 警報局	〃 若宮	スピーカ
17	五郎 警報局	〃 五郎	サイレン・スピーカ
18	大谷 放送局	〃 新谷	スピーカ
19	三善 警報局	〃 春賀	サイレン・スピーカ
20	八多喜 〃	〃 八多喜町	サイレン・スピーカ
21	米津 放送局	〃 米津	スピーカ
22	白滝 警報局	〃 長浜町白芝	サイレン・スピーカ
23	大洲本町電光表示板	〃 本町	電光表示板
24	柴 警報局	〃 柴	サイレン・スピーカ
25	柚木 情報表示板	〃 柚木	情報表示板
26	上老松 警報局	〃 長浜町上老松	サイレン・スピーカ